

## 十島村低入札価格調査実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、十島村契約規則（昭和58年規則第2号）第13条の規定に基づき、村が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）において、契約内容に適合した履行を確保するため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10第1項（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する競争入札において予定価格の制限の範囲内で最低価格の入札者又は落札者となるべき者（以下「最低価格入札者等」という。）以外の者を落札者とすることができることに關し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象となる競争入札)

第2条 この要領の対象となる競争入札は、次に掲げるものとする。

- (1) 施行令第167条の10の2（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定によるもの（以下「総合評価方式」という。）。
- (2) その他村長が指定するもの。

### (調査基準価格の設定)

第3条 契約担当者（十島村契約規則第2条に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）は、建設工事の請負契約に係る競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準となる額（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めておくものとする。

2 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の7.5を乗じて得た額

3 特別な工事の調査基準価格については、前項の算定方法にかかわらず、契約担当者が別に定める。

4 調査基準価格の予定価格調書への記載については、規則様式第2号その1中

「最低制限価格」とあるのは、「調査基準価格」とする。

(低入札価格調査の実施)

第4条 契約担当者は、競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、最低価格入札者等の当該申込みによる価格が調査基準価格未満の場合は、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかについて調査（以下「低入札価格調査」という。）をしなければならない。

2 低入札価格調査は、次に掲げる内容について、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等により実施するものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (5) 手持資材の状況
- (6) 資材購入先及び資材購入先と入札者との関係
- (7) 手持機械数の状況
- (8) 就労者の具体的供給見通し
- (9) 過去に施工した公共工事名、請負金額及び発注者
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）
- (12) 下請契約予定者名等
  - ア 第1次下請契約予定者名
  - イ 下請契約予定の金額
- (13) 信用状況
  - ア 建設業法違反の有無
  - イ 指名停止等の有無
  - ウ 賃金不払の状況
  - エ 下請代金の支払遅延状況
- (14) その他必要な事項

3 当該建設工事の所管課長は、前項の低入札価格調査の結果について、低入札価格調査結果報告書(別記様式)を作成し、十島村入札契約等適正化検討委員会（以下「検討委員会」という。）に報告しなければならない。

(失格基準価格)

第5条 契約担当者は、総合評価方式による競争入札を行おうとする場合において、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める額（以下「失格基準

価格」という。)をあらかじめ定めるものとし、当該申込みに係る価格が失格基準価格未満の者については、第4条の規定にかかわらず、低入札価格調査を実施することなく、失格とする。

- 2 失格基準価格の算定方法については、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を基準として契約担当者が定めるものとする。
  - (1) 直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額
  - (2) 共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額
  - (3) 現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額
  - (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額
- 3 特別な工事の失格基準価格については、前項の規定にかかわらず、契約担当者が別に定める。
- 4 失格基準価格については、予定価格調書の調査基準価格が記載された欄の下に、「失格基準価格¥〇〇」と記載し、さらに、当該失格基準価格に110分の100を乗じて得た金額を「(失格基準価格の110分の100 ¥〇〇)」と記載しておくものとする。

(入札参加者への周知)

第6条 契約担当者は、本要領に定める調査(以下「調査」という。)を実施する旨を明らかにするものとするとともに、失格基準価格が設定されている旨を明らかにするものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、最低価格入札者等の入札価格が調査基準価格未満の場合には、契約担当者は、入札者全員に対して「施行令第167条の10の2第2項の規定により落札者の決定を保留」と宣言し、調査終了後に落札者を決定する旨を告げて入札を終了する。

(調査結果の判定)

第8条 契約担当者は、当該建設工事の所管課長から提出された低入札価格調査結果報告書(別記様式)に基づき、検討委員会の議を経て、当該契約の内容に適合した履行がされるか否かの判定を行う。

(履行がされると認められる場合の措置)

第9条 契約担当者は、調査の結果、最低価格入札者等の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格入札者等に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

(履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第10条 契約担当者は、調査の結果、最低価格入札者等の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたときは、最低価格入札者等を落札者とせずに予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者又は価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。

2 次順位者の入札価格が調査基準価格未満であった場合には、第4条以降と同様の手続によるものとする。

3 契約担当者は、次順位者を落札者と決定したときは、最低価格入札者等（前項の規定により落札者と決定されなかった次順位者を含む。）に対しては落札者としめない旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(入札執行調書への特記)

第11条 契約担当者は、低入札価格調査の結果、調査基準価格を下回る者が落札した場合は、入札執行調書に「低入札価格調査対象工事」と記載するものとする。

(監督体制の強化等)

第12条 契約担当者は、調査の結果、調査基準価格を下回る者が落札し、落札者と建設工事請負契約が締結された場合は、次号に掲げる措置をとり監督体制の強化等を図るものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容の調査 請負者に対して、施工体制台帳の提出を求め、必要に応じて請負業者に対して調査を実施する。

(2) 施工計画書の内容の調査 共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して、必要に応じて請負者に対して調査を実施する。

(3) 重点的な監督業務の実施 当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、施工体制台帳及び施工計画書の記載内容と実際の施工が異なるときは、請負者に対して理由の説明を求めるものとする。

(4) 労働安全担当部局との連携 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(特記仕様書等への明示等)

第 13 条 契約担当者は、第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書等において明示するものとする。

(1) 施工体制台帳の調査

施工体制台帳の調査を契約担当者から求められた場合は、請負者はこれに応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容の調査

調査基準価格を下回る価格で落札した場合において、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容の調査を契約担当者から求められたときは、請負者はこれに応じなければならないこと。

(次順位者を落札者とした場合の理由の公表)

第 14 条 第 10 条の規定により、次順位者を落札者とした場合には、その者を落札者とした理由を契約締結後、速やかに公表するものとする。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和 2 年 5 月 1 日から施行し、同日以後に入札の手続きに着手した工事から適用する。